

沿岸広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年8月6日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 路線名 釜石遠野線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 釜石市橋野町字橋野第一国有林372林班り小班地先内
  - (2) 釜石市橋野町字橋野第一国有林372林班ほ2小班地先内
  - (3) 釜石市橋野町字橋野第一国有林372林班ほ2小班地先内
- 3 供用開始の期日 令和3年8月6日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和3年8月6日から同年9月6日まで